

様式第 2 号（政務活動実施報告書）

平成 2 8 年 7 月 1 5 日

井原市議会議長
上野 安是 様

井原市議会議員 三宅 文雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 2 8 年 7 月 6 日（水）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	大阪市東淀川区東中島 1－1 8－2 2 新大阪丸ビル別館
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	7 月 6 日（水） 1 0：0 0～1 2：3 0 国土強靱化政策と公共事業 1 4：0 0～1 6：3 0 公共施設の再編問題とコンパクトシティ
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	立命館大学政策科学部教授、博士（政策科学） 森 裕之 様
5. 活 動 内 容	I 国土強靱化政策と公共事業 （公共施設のあり方） 1）地域の公共施設（ハコモノ）・インフラの現況 ○ 行政投資額（国 2、都道府県 4、市町村 4 割）で推移 1993 年…52 兆円⇒2012 年…23 兆円 ○ 地方の普通建設事業費の推移 1993 年…32 兆円⇒バブル崩壊以降、減少した。 2012 年…15 兆円まで減少⇒国土強靱化、景気対策等で国 の補助率は増加してきている。 ○ 社会資本の維持管理・更新費の将来推計 社会資本を対象に、今後の維持管理・更新費を推計すれ ば、今後の投資総額の伸びが 2010 年度以降対前年度比

	±0%で、2037 年度には維持管理・更新費が投資総額を上回る。2011 年度から 2060 年度までの 50 年間に必要な更新費（約 190 兆円）のうち、約 30 兆円（全体必要額の約 16%）の更新ができない。 ○ 公共施設（ハコモノ）整備の推移 市町村の主な公共施設の延べ床面積の推移では、1970 年代に公共施設がもっとも増加している。 ○ 公共施設の地区年別建築数の推移 1970 年代を中心に、一気に建設された公共施設は、今後 30 年間に老朽化が進み、耐用年数を迎える。2040 年時点で耐用年数を超過する。 ○ 老朽化の進展：橋梁 橋梁は全国で約 70 万橋あり、そのうちの約 75%に当たる約 52 万橋が市町村道、約 15%に当たる約 10 万橋が都道府県道となっている。 ○ 老朽化の進展：水道 年間、約 25,000 件、1 日平均約 70 件の事故が起きている。 ○ 老朽化の進展：学校 ① 市町村が所有管理する公共施設全体の 37%を公立小中学校が占めている。 ② 建築後 25 年以上の施設が全体の約 7 割を占め、改修が必要とされる老朽施設はほぼ全体に及んでいる。 ③ 学校の経年劣化等により、1 年間に公立小中学校の 2 校に 1 校の割合で事故が発生している。 ○ 公共事業の基本的財政スキーム ① 地方自治体がこれまで整備してきた社会資本の維持管理や補修についての財政責任は、当該自治体が担うことになる ② 実施面では地方自治体が公共事業の 8 割を担ってきた。 ③ 財源面では、国の経費負担分は 3 割台半ばから 4 割程度であり、地方自治体の果たしてきた役割は大きい。 2) 国土強靱化政策 (防災・減災と老朽化) ○ 国土強靱化基本法（2013 年 12 月） ① 大規模災害等に対する「脆弱性評価」 ② 国土強靱化地域計画を指針として都道府県・市町村の他の計画を策定する（アンブレラ計画） ③ 公共施設の老朽化への対応 ○ 国土強靱化基本計画（2014 年 6 月） ① 国土強靱化に係る他の計画等の指針（アンブレラ計画） ② 東京一極集中からの脱却、「自立・分散・協調型」国土の形成 ③ 施策の重点化、既存社会資本の有効活用等による費用縮減、民間資金の積極的活用 ○ 国土強靱化の計画体系 ・ 国土強靱化基本計画 (政府が作成) ↓ 指針となる ・ 国土強靱化地域計画 (都道府県・市町村が作成) ↓ 指針となる
--	--

	国の他の基本計画 都道府県・市町村の他の計画 ↓ ↓ 国による施策の実施 都道府県・市町村による (内閣総理大臣による関係行政 施策の実施 機関の長に対する必要な勧告) ○ 国土強靱化地域計画のアンブレラ化 地域強靱化計画 ↓ 県強靱化計画 ↓ 県総合計画 ↓ 県地域防災計画 ⇔ 県国土利用計画 ↓ ＊地域森林計画、食料・農業・農村基本計画、社会資本総合整備計画 ＊エネルギービジョン、スマートコミュニティ構想、バイオマス活用推進計画 ＊環境基本計画、教育振興基本計画、まちづくりビジョン ○ 国土強靱化地域計画と公共施設 ① 国土強靱化地域計画と公共施設等総合管理計画（老朽化に関する点検・評価等）の策定および推進に当たっては、相互に連携して整合性を持ちながら進めることにより、効率性・合理性を確保しなければならない。 ② その際、既存の公共施設や公的不動産の集約・用途転換など、公的ストックを有効活用しながら取り組むことが必要である。 ○ 国土強靱化政策の効率的な推進 ① 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえると共に、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。 ② 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。 3) 強まる行財政誘導と公共施設等総合管理計画 (国主導の公共施設の再編へ) ○ 日本創生会議「消滅可能性都市」(2014 年 5 月) ① 若年女性人口が 2040 年に 5 割以上減少する 896 自治体(全体の 49.8%)、うち人口 1 万人未満が 523 自治体(全体の 29.1%) について、将来的に消滅する恐れが高い。 ② 「若者に魅力のある地方拠点都市」を中核とした「新たな集積構造」を構築し、選択と集中の考え方のもとで投資と施策を集中することを提言 ○ 都市再生特別措置法改正 (2014 年 5 月) ① 立地適正化計画 (市町村) ⇒ マスタープラン作成 ② 都市機能誘導区域 (誘導エリアと施設を設定) ⇒ 税財政・金融・規制緩和措置 ③ 居住誘導区域 (人口密度を維持するエリア) ⇒
--	---

	公営住宅の区域外除去＋区域内立替の補助、開発制限 ○ 骨太の方針 2014（2014 年 6 月） ① 地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかける。少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要。新たな「国土のグランドデザイン」を策定し、国土形成計画を見直す。 ② 個性を生かした地域戦略。地域における「集約・活性化」を進める。民間資金・ノウハウの大胆な導入。都市機能の集約や地方中枢拠点都市圏の形成を図る。集約・統廃合等に伴う除却に係る諸コストをまかなう地方債の積極活用。 ○ 日本再興計画 ① 日本再興戦略（2013 年 6 月） 「インフラ長寿命化基本計画」の策定と、「自治体インフラ長寿命化計画」（行動計画・個別施設計画）の策定と実施を求める。 ② 日本再興計画（改訂 2014）（2014 年 7 月） ・国や地方公共団体等の各管理・所管者は、2016 年度末までにインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定したうえで、個別施設計画を策定する。 ・地方公共団体のインフラ長寿命化計画（行動計画）は公共施設等総合管理計画となる。 ○ 公共施設等総合管理計画の位置づけ インフラ長寿命化基本計画（国） ↓ 行動計画（国） （各省庁が策定） ↓ 個別施設計画 道路・河川、学校 ↓ 行動計画（地方） （公共施設等総合管理計画） ↓ 個別施設計画 道路・河川、学校 ○ 国土のグランドデザイン 2050 ① 時代認識⇒急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化、都市環境層の激化とグローバル化、巨大災害の切迫、インフラ老朽化、食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題、ICTなどの技術革新の進展。 ② 人口が半分以下になる地点が、現在居住地域の 6 割以上となり、2 割は無人になる。 ④ 全ての世帯に占める高齢者の一人暮らしは、3 分の 1 を上回る 1845 万世帯になる。 ⑤ キーワード：コンパクト＋ネットワーク ⑥ 小さな拠点⇒日常生活の施設・機能（商店、診療所、福祉施設など）を徒歩圏内に集約し、周辺集落と交通ネットワークで結ぶ。 ⑦ 高次地方都市連合⇒サービスの効率化のためのコンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小するため、ネットワーク化（概ね 30 万人）により圏域人口確保。 ⑧ スーパーメガリユース⇒東京、名古屋、大阪世界で闘える都市に。国際的な人材の育成。 ○ まち・ひと・しごと創生基本方針（2014 年 9 月）
--	--

	① 基本目標⇒地方の成長と人口減少の克服 ② 基本的視点⇒若い世代の就労・結婚・子育て希望の実現、東京一極集中の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決（小さな拠点、地方中枢拠点都市圏・定住自立圏、高齢化・単身化を受け止める「地域包括ケア」） ○ 地方中枢拠点都市（連携中枢都市）圏 ① 地方中枢拠点都市の要件⇒政令指定都市または（新）中核市、昼夜間人口比率1以上（全国で61市、平均人口45万人、中央値34万人） ② 役割⇒圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、（圏域人口75万人の場合、普通交付税約2億円）、圏域全体の生活関連機能サービスの向上（特別交付税を拠点都市に1.2億円程度、連携市町村に市町村当たり年間1,500万円上限配分） ○ まち・ひと・しごと創生 「長期ビジョン」と「総合戦略」（2014年12月） ① 総合戦略の主な関連施策⇒「小さな拠点」の形成支援。 ② 都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成・「連携中枢都市圏」の形成・定住自立圏の形成促進。 ③ 大都市圏における安心な暮らしの確保。 ④ 既存ストックのマネジメント強化。 ○ 骨太の方針（2015年6月） ① 公共施設管理・運営については、人口減少・高齢化を反映して、生産性・効率性の高い街づくりを目指し、生活密着型施設の統廃合やネットワーク化を進める。 ② 関係省庁・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏み込んだ公共施設等総合管理計画の策定。 ③ 国公有財産の最適利用を加速し、コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効率的な維持管理・更新を行う。 ○ 国土形成計画（2015年8月） ・計画期間：2015～2025年「日本の命運を決する10年」 ・国土の基本構想：「対流促進型国土」の形成 ○ 地方財政対策の主な歳出措置（2015年度） ① まち・ひと・しごと創生事業費：1.0兆円 ② 公共施設等最適化事業費0.1兆円 ○ 2016年度地方財政対策の主な歳出措置 ① 重点課題対応分 2,500億円（皆増） ② まち・ひと・しごと創生事業費 1兆円 ③ 公共施設等最適化事業費 2,000億円 ○ まち・ひと・しごと創生基本方針2016（2016年6月） - ローカル・アベノミクス、新しい人の流れ、若い世代の希望、時代に合った地域づくり。 ○ 骨太の方針2016（2016年6月） ① 平成32年までに150の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成する。 ② 地方公共団体は「個別施設計画」の策定に移行し、集約化・複合等を着実に進める。
--	--

	③ 公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用） ○ 立地適正化計画 ① 立地適正化計画は市町村による都市計画である。 ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成する。 ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土壌づくり。 ② 都市計画区域の中に含まれる市街化区域等の範囲が居住誘導区域という形で縮小される。居住誘導区域の内部には都市機能誘導区域が設定される。 ○ 都市機能誘導区域 福祉・医療・商業等の「(民間)都市機能の誘導エリア」 ○ 居住誘導区域 居住を誘導し、人口密度を維持するエリアで、都市機能誘導区域の周囲に広がる。 ○ 立地適正化計画によるコンパクトシティの推進支援計画 「立地適正化計画を作成している市町村」と「立地適正化計画を作成していない市町村」との間で支援対象を差別化（2019年（平成31年）年度以降） ○ 立地適正化計画と地方創生 ① 立地適正化計画は、市町村全域の全ての機能を対象として立地計画を定めた市町村マスタープランの「高度化版」とされる。 ② まち・ひと・しごと総合戦略では、2020年までに立地適正化計画を策定する市町村数を150団体にすることを目標としている。 ○ 立地適正化計画策定自治体の状況 立地適正化計画策定の具体的取り組み実施自治体は276自治体（うち、112自治体は2016年度末までに作成・公表予定） ○ 立地適正化計画と公共施設等総合管理計画 都市や地域が「縮小」していくことを想定し、その梃子として公共施設の統廃合等を活用。 ○ 立地適正化計画と国土強靱化政策 災害リスクの低い地域へ居住や都市機能を誘導（災害リスクの高い地域は居住等を誘導すべき区域等から除外） ○ 公共施設等総合管理計画の策定上の留意事項 ① 財政負担の軽減・平準化に向けた数値目標の設定 ② 公共施設等によるサービスの必要性の検討 ③ 市区町村を超えた広域的な検討 ④ 合併団体や過疎地域等における早急な計画策定 ○ 公共施設等総合管理計画の推進 ① 今後の老朽化対策は公共施設等総合管理計画（インフラ長寿命化計画）に基づき実施する。同計画に基づかない老朽化対策は非効率である可能性があり、抜本的に見直す。 ② 公共施設等総合管理計画は単に策定されていればよい
--	---

	のではなく、将来の社会経済状況の変化を見据えた具体的な集約・統廃合等の計画を含むものとする。 ○ 公共施設等」総合管理計画に関連した主な財政措置 ① 公共施設最適化事業債（集約化・複合化事業） ② 地域活性化事業債 ③ 除却事業に係る地方債 全て公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業が対象である。 ○ 社会資本の廃止・解体撤去 ① 総務省が 2013 年に「公共施設等の解体撤去作業」に関する調査を実施 ② 自治体が解体撤去する意向を示している社会資本は約 12,000 件、解体撤去費用は約 4,000 億円 ③ 解体撤去後の跡地利用計画については「未定」が全体の 72%。 4) 人口減少時代における自治体行財政の焦点 （公共政策の結節点としての公共施設問題） ○ 公共施設の統廃合と自治体財政 ① 人口減少化における公共施設の縮減を通じた更新費の削減 ② 公共施設の縮減による人件費や委託費等の経常的経費の削減 ③ 地域のコンパクト化を通じた財政コストの削減（規模の経済性） ○ 将来の地域ビジョンと自治体政策 ① 人口減少・高齢化という現実を踏まえ、シュリンク（縮小）の実態を冷静に見極める。 ② スマート・シュリンク（賢い縮小）によって、優れたコンパクトシティの実現へ向けた戦略を立てる。そのために、国の動きを絶え間なくフォローする。 ③ 自治体ビジョンを市民で共有・合意できる取り組みを展開する。 ④ 地域でのボランティアやコミュニティ・ビジネス等を通じた地域分散型システムの構築。 ⑤ 地域住民が「働く」ことを通じて社会に内包され、ひとり一人（特に社会的弱者）が尊厳をもって生きていくことをめざす。 II 公共施設の再編問題とコンパクト化 （中心部への集約） ○ コンパクトシティ、コンパクトヴィレッジ ① 「小さな拠点」コンパクトシティは、いずれも人口の中心部への集約化 ② コンパクト化は各自治体の内部のみならず、自治体を超えた圏域単位でも実施するように誘導されている。 ③ その主な手段として、公共施設の再編・統廃合が用いられている。 ④ 「コンパクト化」の意味と内実を再検討することの必要性。
--	--

	○ 富山市の路面電車 ① 富山ライトレール「ポートラム」 富山駅と富山港を結ぶ環境にやさしいLRT（次世代型路面電車システム） ② 市内電車環状線「セントラム」 市民の足として愛されている市内電車に、中心部をぐるっと一周する環状線ができた。 ○ 阪南市(大阪府)の公共施設の統廃合とコンパクトシティ ① 国の地域創生関連交付金と公共施設最適化事業債などを活用して、市内にある公立保育園4園と保育所3所（築38～50年）を集約して、新たに阪南市立総合こども館（仮称）を整備する。 ② こども館に集められる子供の数は約600人である。 ③ 総合こども館の建設事業費は、国の地方創生関連交付金約6億円（40%）、市債5,4億円（35%）、一般財源3,8億円（25%）、であり、市債のうち半分の2,7億円は交付税措置がなされる。 ④ 市では立地適正化計画を使って実施する。 Ⅲ 公共施設再編の先進自治体の取り組み （先行事例から学ぶべき点） ■公共施設マネジメントの策定のみ（実施の困難に直面） 1）相模原市 2）さいたま市 3）秦野市 ○ 公共施設の現状、公共施設の財政状況、改修・更新に係る将来コスト、将来コストの削減方策、削減可能性についてまとめた。住民参加型ワークショップの取り組み。 ○ ハコモノ三原則 ① 新規整備は原則として行わない。 ② 施設の更新（建替え）は多機能、複合化施設とする。 ③ 施設総量（総床面積）を削減する。 ○ インフラ三原則 ① 現状の投資額（一般財源）を維持する。 ② ライフサイクルコストを削減する。 ③ 効率的に新たなニーズに対応する。 ■公共施設マネジメントの実施を最優先 4）浜松市 ○ 公共施設の削減手法 ① 施設評価により、各施設ごとに職員数、支出・収入、利用状況、光熱水費などを過去5ヵ年分記載した「施設カルテ」を作成。 ② 施設評価の段階で、各施設ごとに継続、移転、廃止などの案を決定。 ③ 対象公共施設の廃止が不可能であるならば各所管課に強い説明責任を求めた ④ 通常の公共施設削減計画は総論から各論というプロセスをたどるが、逆に各論から入ることで公共施設の廃止を先行させている。
--	---

■ 公共施設マネジメントを地域に委ねる

5) 飯田市（下からの公共施設計画づくり）

○ 「公共施設マネジメント基本方針」

- ① 公共施設に関する基本的な政策方向のみを市民に提示する。白書は作らない。
- ② 人口推計についてもあえて示さず、各地区に将来人口のビジョンそのものを委ね、それらを総合計画に反映させる。
- ③ 公共施設を「全市的施設」と「地域施設」に分類し、前者には「目的別検討会議」、後者には「地域別検討会議」を設置する。
- ④ 地域別検討会議に対して、市は公共施設のデータを提供し、市民が主体的にそれらの利用方途（継続、超寿命化、廃止、集約、多機能化、民営化等）を検討する。
- ⑤ 住民に各地域の将来を自ら考えてもらうという自治の涵養の取り組みとしている

○ これまでの事例

- ① 保育園について地域が出資して社会福祉法人を立ち上げ運営。
- ② 市が異なる部署で管理していた森林公園施設を地域が指定管理を受け総合的に管理。
- ③ 小学校を地域の活性化推進協議会が指定管理を受けて管理運営し、観光施設・体験施設として再生。
- ④ 自治振興センター、地区公民館、J A支所を集約した施設整備の実施。

■ 「マネジメント」から「参画と協働」への転換

6) 川西市

○ 公共施設等あり方検討委員会

- ① 参画と協働を踏まえた取り組みの推進
 - ・ 市民等との丁寧な対話
 - ・ 多様な主体によるサービスの提供
- ② 公共施設の機能の最適化
 - ・ 施設の複合化・多機能化等による利便性の向上
 - ・ 遊休化した学校施設の利活用
- ③ 将来を見据えた施設整備と維持管理
 - ・ 施設総量の適正化
 - ・ 適正な維持管理

IV 公共施設の再編問題の視点

（民意を熟議する最重要課題）

○ 公共施設の本質 1 （原則）

① 基本的人権の保障

自治体は正当な理由がなければ、住民の公共施設の利用を拒否したり、その理由において差別的な扱いをしてはならない。

② 地方自治法第 244 条（公の施設）

・ 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という）を設けるものとする。

	・普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。 ・普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならない。 ○ 公共施設の本質2（公民性の涵養） ① 公民性を強化しようとするれば、所得の分配とは関係のない共同体の諸制度、つまり、公立学校、図書館、公園、コミュニティセンター、公共交通機関、商店街などの「様々な階級の人々が交流する制度」が促進されなければならない。 ② 公立小学校の公共的な性格は、その財源ばかりでなくその教育のあり方のなかにも存在した。そこはすべての階級の子どもたちが交流し、民主主義的な公民生の習慣について学ぶ場であった。公立の公園や運動場さえ、かつては単なる娯楽の場所としてばかりでなく、公民的なアイデンティティ、近所づきあい、そして共同体を促進させる空間としてみなされた。 ○ 自治体の腐敗 ① 健康、育児、教育、環境、芸術、市民の義務などの価値は道徳的・政治的な問題であり、それらを単なる経済問題として商品化すれば社会に不平等が広がる。 ② 実はそれ以上に重大な問題は、それらの価値が本来よりも低級な規範によって扱われることで腐敗したり墮落したりすることにある。 ○ 公共施設の再編の2つの視座 ① 公共施設のマネジメント 人口変化や財政状況の観点から、行政効率的な公共施設の再編・運営を進める。 ② 地域住民の自治計画 公共施設を使う主体である地域住民の暮らしや経済活動の観点から、維持可能な地域社会の持続を見据えた再編・運営を進める。 ○ これからの公共施設と地方自治 ① 公共施設の「廃止」は、「建設」とは比較にならないほどの自治体の力量が必要である。 ② 住民自治の発揮はかつてないほど重要な課題となる。「住民参加への責任」「住民の納得」「住民同士の融和」がキーワード。 ③ 地方行政・議会では地方自治の専門家としての矜持が問われる。 ④ 他の自治体とのネットワーク化も積極的に模索されるべきである。 ○ 発展する「NPO」 ① 市民活動の増加。 ② 福祉、教育、文化・芸術、環境、子育て、まちづくり、スポーツ、産業などの多様な広がり。 ③ 社会的弱者の増加にともなうNPOの重要性の増大。
--	--

	④ コミュニティ・ビジネス、社会的企業の展開。 ⑤ 「社会的排除」を減少させ、住民の雇用や社会参加を提供（社会的包摂）。 ⑥ 地域・住民を元気にする重要な要素。 ○ コミュニティ活動の効果 ① 人間性の回復（働き手の生きがいや自己実現づくり）。 ② 地域コミュニティ内の社会問題の解決 ③ 地域と住民の新たな経済的基盤の確立と雇用の創出 ④ 生活文化の継承・創造 ○ 行政と住民との信頼と協働を ① 人口変化と行政改革の中において、住民と行政が力を合わせなければ地域発展は進まない。 ② 住民が最も問題とするのは、まちづくりの計画から排除されることである。 ③ 各自治体において今後増大する「高齢者」が「NPO」的な活動をできる空間をどんどん整備していくことが重要である。 ④ 行政と住民の協働は公共施設の再編・統廃合においても最も力を発揮する。 ○ 公共施設と内発的发展 ① 公共施設（より広くいえば地域強靱化政策全体）の目的は内発的发展にある。 ② 公共施設のための単なる財源確保や統廃合ではなく、それをどのように利活用すれば住民・コミュニティが人間的・社会的・経済的に活性化するのが決定的に重要である。 ③ そのための公共施設の維持管理・再配置を自治体としてどのように進めていくのが課題である。 ④ プロセスこそが行財政改革の要諦である。 所見 私はこのたびの議員研修を受講するにあたり、主たる目的は「コンパクトシティ構想」について理解を深めることにあった。「国土強靱化政策」と「コンパクトシティ構想」、その結びつきがどうしても理解できなかったが、今回の研修で概ね理解できたと思う。即ち、多発する自然災害からの防災・減災対策、地方の人口減少対策と東京一極集中の是正、ハコモノ・インフラの老朽化対策、そして行財政改革など、直面しているこれらの政策を、国が税源を駆使して将来にわたって主体的に進めていこうとしている姿勢が伺えた。本市でも老朽化したインフラの点検整備等が近年数多く行われている。また先般、公共施設白書も公表され、6 月定例市議会でも今後の財政見通しについても説明があった。立地適正化計画にともなう公共施設の再編計画、避ける事のできない重要な時代を迎えたといえる。今後の議員活動を進めるうえでも非常に参考になり、よい勉強をさせていただいたと思います。
--	---

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内 に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

様式第 2 号（政務活動実施報告書）

平成 2 8 年 7 月 1 5 日

井原市議会議長
上野 安是 様

井原市議会議員 宮地 俊則

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 2 8 年 7 月 6 日（水）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	大阪市東淀川区東中島 1－1 8－2 2 丸ビル別館
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方議員研究会 人口減少時代の自治体財政 in 大阪
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	森 裕之（立命館大学政策科学部教授、博士）
5. 活 動 内 容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

5. 活動内容

○国土強靱化政策と公共事業 ～公共施設のありかた

- ・地域の公共施設・インフラの現況
- ・国土強靱化政策における2つの課題 ～「防災・減災」と「老朽化」～
- ・強まる行財政誘導と公共施設等総合管理計画
- ・人口減少時代における自治体行財政の焦点
- ・平成の市町村合併の影響等

所見

国土強靱化政策は国土強靱化基本法（2013年12月）を根拠とし、各自治体の総合計画の上位に位置づけられ、公共施設の老朽化への対応を目的とされたものである。その後、骨太の方針2015（2015年6月）により、生産性・効率性の高いまちづくりを目指し、生活密着型施設の統廃合やネットワーク化を進めることとし、ファシリティマネジメントを通じ公共サービスの産業化を進めるとしたものである。

この政策の推進に当たっては民間資金の積極的な活用、いわゆるPFIの採用がしきりに言われているが、直営とPFIの違いは余り無いように思われる。むしろ民間は利潤が上乗せされ割高で金利も直営の方がトータル的に安くなるのではないか？

骨太の方針2016（2016年6月）では、更に平成32年度までに150の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成する（コンパクトシティ）、地方公共団体は「個別施設計画」の策定に移行し、集約化・複合等を着実に進める、とのこれまで以上に強い姿勢で推進することを謳っている。

つまり国は「立地適正化計画」と「公共施設等総合管理計画」により、市中心部に機能を集約するために公共施設の統廃合を計画しなさい！そしてその空いた土地に周辺住民は移り住んでください！と言っているようである。

この度の『まち・ひと・しごと創生基本方針2016』ではその方針が鮮明に打ち出されており、その事業費も今後頑張った自治体のみに重点的に配分されることは明らかである。

これらのことから「公共サービスは公平であること」というこれまでの常識が覆されようとしているように思われてならない。が、「立地適正化計画」「公共施設等総合管理計画」など時代に合った地域づくり（？）を進める自治体とそうでない自治体では今後、国の支援に大きな差をつけていく方針に転換したのかもしれない。

本市として、現状では到底受け入れがたいものであるが、近い将来この計画に従い頑張らなければ、地方（自治体）切り捨てになる方向に進むことは間違いないものと思われる。

我々は、これからは大きな流れの中で公共施設の統廃合とコンパクトシティはセットで進められていることをしっかりと自覚する必要がある。

○公共施設の再編問題とコンパクトシティ

- ・「コンパクトシティ」と公共施設
- ・公共施設再編の先進自治体の取組 ～相模原市、さいたま市、秦野市等～
- ・自治体を越えた公共施設の再編
- ・消滅可能性都市に抗する自治体の取組
- ・コンパクトシティ政策としての「内発的发展」
- ・「ハコモノ」から「自治の空間」になるための公共施設の活用方策

所見

このテーマでは先行事例などの紹介を受けながら講義が進められた。

公共施設削減の取り組みには3パターンがある。

- ・公共施設マネジメントの策定のみ（実施の困難に直面） 相模原市、さいたま市、秦野市
- ・公共施設マネジメントの実施を最優先 浜松市
- ・公共施設マネジメントを地域へ委ねる 飯田市

公共施設の再編に当たってはほとんどの自治体が「公共施設等あり方検討委員会」が設置され、進められようとしているのが現状である。しかし、進めるうえで住民との摩擦、軋轢を極力避ける上からも、その順序を変え住民との対話を優先することが何より必要である。つまり、市民との丁寧な対話・真摯な対応により信頼感が醸成され、住民の考え方も徐々に変わってくるものと思われる。

この問題を考える上でまず頭に入れておかなければならないことがある。それは公共施設の本質ともいうものである。憲法では「基本的人権」が保障され、地方自治法第244条の「公の施設」では

1. 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。
 2. 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
 3. 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- と規定されている。

この大前提を踏まえた上で公共施設等の再編を考える場合、2つの視点から見なくてはならない。まず一面は公共施設のマネジメントをする行政として、人口変化や財政状況の観点から、行政効率的な公共施設の再編・運営を進めること。もう一面は公共施設を使う主体である地域住民の暮らしや経済活動の観点から、維持可能な地域社会の持続を見据えた再編・運営を進めること、である。

いずれにしてもこれからの公共施設と地方自治を考えると、「住民参加への責任」「住民の納得」「住民同士の融和」がキーワードである。